埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、地域における野良猫対策としての「飼い主のいない猫への不 妊・去勢手術」実施の取組を促進するため、飼い主のいない猫への不妊・ 去勢手術に要する経費を補助する市町村に対し、毎年度予算の範囲内にお いて補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 飼い主のいない猫 地域に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
 - (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術(再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。)をいう。
 - (3)去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術(再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市町村内で生息する飼い主のいない 猫に不妊・去勢手術を施す当該市町村に住所を有する個人に対し、当該手 術に要した経費を補助する市町村(地域保健法(昭和22年法律第101号)に 基づく保健所設置市を除く。以下「補助事業者」という。)とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の実施に直接必要な経費とする。(当該猫が診断の結果、既に手術済みと判明した場合、麻酔・診断等に要した費用は、補助の対象となる経費とならない。)

(補助額及び補助対象期間)

第5条 前条の経費に対する補助額は、1頭につき次に掲げる額とし、1補

助事業者につき、毎年度40万円以内において当該所要経費の額を超えないものとする。

- (1) 不妊手術 1頭につき5,000円
- (2) 去勢手術 1頭につき5,000円
- 2 補助金の交付の対象となる期間は、3年以内とする。ただし、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術の実施状況等により知事が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

(申請書の様式等)

- 第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定め、補助事業者に通知するものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付 は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に規定する書類は、様式第2号のとおりとする。 (交付決定通知書の様式)
- 第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。 (補助金の請求)
- 第8条 前条の交付決定を受けた補助事業者は、様式第4号の請求書により 補助金の請求を行うものとする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の取 組状況について報告を求めることができる。

(実績報告書の様式等)

- 第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業実績調書(様式第6号)
 - (2) 経費支出内訳書(様式第6号)
 - (3) 支出を証する書類(領収証等の写し)
 - (4) 当該猫の写真(耳先カット部分が見えるもの)
 - (5) その他知事が必要と認めた資料
- 3 実績報告書の提出時期は、事業完了(当該事業の中止・廃止の場合を含

む。以下同じ。)後10日以内又は3月10日のいずれか早い日とする。 (補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(書類の保管等)

第12条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした証拠書類を整備し、かつ、それらの書類を事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付申請書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村名 市町村長名

令和 年度埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金の 交付を受けたいので、下記のとおり補助金等の交付手続等に関する規則第4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添 付 書 類
 - (1) 事業計画書 別添(様式第2号)のとおり
 - (2)補助金所要額調書 別添(様式第2号)のとおり

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

1 事業計画

事業の名称	
事業の目的	
事業の概要	
事業実施地域	
事 業 完 了 予定年月日	年 月 日
実施件数	不 妊 手 術 件 去 勢 手 術 件 合 計 件
期待される 事業効果	

2 補助金所要額調書

(単位:円)

補助対象 経 費 (A)	市町村から 事業者への 補助予定額 (B)	県補助金 上 限 額 (C)	選 定 額 (D)	県補助 所要額 (E)	備 考	
		400, 000				

注

- 1 補助対象経費(A)は、要綱第5条(1)及び(2)を上限として算出した事業費を記入すること。
- 2 選定額 (D) は (A)、(B) 及び (C) を比較して少ない方の額を記入すること。

様式第3号(第7条関係)

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付決定通知書

 生 衛 第
 号

 令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼 玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金については、下記の とおり交付します。

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件
- (1)事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3)事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第4号(第8条関係)

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金請求書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村名市町村長名

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定の通知を受けた埼 玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金について、下記のと おり請求します。

記

補助金請求額金

円

様式第5号(第10条関係)

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金実績報告書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村名 市町村長名

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定の通知を受けた埼 玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金について、当該事業 が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により 関係書類を添えて下記のとおり報告します。

- 1 事業完了年月 令和 年 月 日
- 2 添 付 書 類
 - (1) 事業実績調書 別添(様式第6号)のとおり
 - (2)補助金所要額調書 別添(様式第6号)のとおり
 - (3) 支出を証する書類 (手術証明書、領収証等の写し)
 - (4) 当該猫の写真 (耳先カット部分が見えるもの)

様式第6号(第10条関係)

事業実績報告書

1 事業実績

事業実施期間	年 年	月月	日から 日まで
事業対象者数			
実施頭数	不 妊 手 術 去 勢 手 術 合 計	:	頭 <u>頭</u> 頭
事業効果			

2 補助金所要額調書

(単位:円)

補助対象 経 費 (A)	市町村から 事業者への 補 助 額 (B)	県 交 付 決 定 額 (C)	県補助金 上 限 額 (D)	選 定 額	県補助 所要額 (F)	備	考
			400, 000				

注

- 1 補助対象経費 (A) は、要綱第 5 条 (1) 及び (2) を上限として算出した事業費を記入すること。
- 2 選定額(E)は(A)、(B)、(C)及び(D)を比較して最も少ない額を記入 すること。

様式第7号(第11条関係)

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金額確定通知書

 生 衛 第
 号

 令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定した埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で報告のあった実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

1	補助金交付決定額	金	円
2	補助金交付確定額	金	円
3	精 算 額	金	円